

採点基準(最終審査)

(公共施設等の照明の設備LED化業務委託)

項目	審査内容	評価／配点								
		分割受注			一括受注					
提案内容に関する評価	①現場施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営に関する支障や対策について具体的に把握しているか ・安全対策に関する提案 ・業務管理に関する提案 ・工程を明確化するとともに、器具納期・設計・施工等の各工程に対する具体的な実施スケジュールが示されているか 		10	8	5	0	5	8	10
	②実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・人員が充実した体制であるか ・協力会社の構成・役割分担の明確化が図れているか 		10	8	5	0	5	8	10
	③業務実績	1. 市内業者の活用度合い		10	8	5	0	5	8	10
		2. 公共施設や民間オフィス等のLED化の実績(削減効果)の内容を総合的に判断		10	5	0	5	10		
公共性(施策反映)評価	④障害者の積極的雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか 		3	0	0	0	3		
	⑤子育て支援への取組	<ul style="list-style-type: none"> 結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など ・法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・職場復帰しやすい環境の整備 ・子育て中の従業員向け相談体制の整備など 		3	1	0	1	3		

項目	審査内容	評価／配点				
		分割受注			一括受注	
公共性 (施策反映) 評価	⑥男女共同参画社会づくりへの取組 仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など ・フレックスタイム制、在宅勤務制度など ・セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 ・性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 ・事業所内託児所施設の設置など	3	1	0	1	3
	⑦若年雇用手育成のための取組 ・エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定(単なる研修は除く)など	3	1	0	1	3
	⑧労働安全衛生のための取組 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	3	0	0	0	3
	⑨更生支援のための取組	1. 保護観察所への協力雇用主としての登録	3	0	0	0
2. 刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る		2	1	0	1	2
⑩エネルギー削減の効果	エネルギー削減点 (20×最低電力使用量／当該電力使用量)					
⑪価格	価格点 70×((提案上限額-参考見積額)/(提案上限額*0.5))(小数点以下切捨) ただし、計算結果が70を超える場合は70とする。					
合計	150点満点	分割発注			一括発注	

【評価方法】

- ・項目①～⑨は相対評価となり、項目⑩、⑪は絶対評価となります。
- ・「分割受注」と「一括受注」の内容に差がない場合は「0」を選択してください。
- ・より良いと思われる事業者により高い得点を配点してください。
- ・項目①～⑨は「分割受注」の3者の平均と、「一括受注」とを比較してください。
※ただし、項目④、⑧、⑨-1は「分割受注」の3者のうち1者でも「なし」の場合は、全体で「なし」とみなします。
- ・項目⑩、⑪は「分割受注」の3者の合計と、「一括受注」とを比較してください。
- ・両事業者の合計が同じ場合は、「くじ」で受託予定者を選定します。